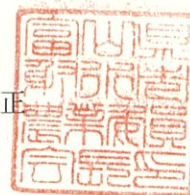


射水市農業委員会告示 7 号

下記農地は農地法第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同法第 32 条第 3 項（同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和 8 年 6 月 3 日

射水市農業委員会会長 堀 正



1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類	農地法第 32 条又は第 33 条の該当条項等	農地の所有者等の情報
射水市今井 29 番	田	1, 348	所有権	第 33 条第 1 項	(亡) 盛田 充
射水市今井 51 番	田	651	所有権	第 33 条第 1 項	(亡) 盛田 充
射水市今井 106 番	田	264	所有権	第 33 条第 1 項	(亡) 盛田 充
射水市今井 146 番	田	1, 083	所有権	第 33 条第 1 項	(亡) 盛田 充
射水市今井 217 番	田	153	所有権	第 33 条第 1 項	(亡) 盛田 充
射水市今井 318 番	田	1, 348	所有権	第 33 条第 1 項	(亡) 盛田 充
射水市今井 466 番	田	1, 597	所有権	第 33 条第 1 項	(亡) 盛田 充
射水市今井 839 番	田	1, 218	所有権	第 33 条第 1 項	(亡) 盛田 充

農地法第 33 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在になることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 33 条第 1 項の農地について、当該農地について同法第 32 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益する者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。

3 上記農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目及び面積

- 4 この公示があった日から起算して2か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。